

春日部市法人市民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

春日部市法人市民税の特例に関する条例（平成17年条例第76号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第3条 市内に事務所又は事業所を有する法人のうち市税条例第31条第2項に定める<u>資本金等の額</u>（以下この条において「<u>資本金等の額</u>」という。）が1億円以下のもの、保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で<u>資本金の額</u>若しくは<u>出資金の額</u>を有しないもの又は市税条例第23条第3項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に14.7分の2.0を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>4 第1項の規定を適用する場合において、<u>資本金等の額</u>が1億円以下の法人又は<u>資本金の額</u>若しくは<u>出資金の額</u>を有しない法人であるかどうかの判定は、法第312条第3項第1号、第1号の2及び第1号の3に掲げる日の現況によるものとする。</p>	<p>(中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第3条 市内に事務所又は事業所を有する法人のうち市税条例第31条第2項に定める<u>資本等の金額</u>（以下この条において「<u>資本等の金額</u>」という。）が1億円以下のもの、保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で<u>資本の金額</u>若しくは<u>出資金額</u>を有しないもの又は市税条例第23条第3項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に14.7分の2.0を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>4 第1項の規定を適用する場合において、<u>資本等の金額</u>が1億円以下の法人又は<u>資本の金額</u>若しくは<u>出資金額</u>を有しない法人であるかどうかの判定は、法第312条第3項第1号、第1号の2及び第1号の3に掲げる日の現況によるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。